都市魅力向上特別委員会の設置等について

- 1. 本市議会に、地方自治法第110条第1項及び堺市議会委員会条例第5条の規定に基づき、 都市魅力向上特別委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2. 委員会は、本市の都市魅力を向上し、その発展を図るため、中心市街地活性化をはじめ本市の都市基盤の整備及び総合交通計画体系の確立について調査審議し、政策を立案することを目的とする。
- 3. 委員会の委員は13人とする。
- 4. 委員会の審議は、議会の閉会中を含め、議会が委員会の設置目的の終了を議決するまで継続して行うものとする。

世界遺産・国際文化調査特別委員会の設置等について

- 1. 本市議会に、地方自治法第110条第1項及び堺市議会委員会条例第5条の規定に基づき、 世界遺産・国際文化調査特別委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2. 委員会は、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に向けた取り組みをはじめ、本市の有する魅力あふれる歴史文化を活かしたまちづくり、シティプロモーション及び国際交流都市づくりの推進について調査審議し、政策を立案することを目的とする。
- 3. 委員会の委員は13人とする。
- 4. 委員会の審議は、議会の閉会中を含め、議会が委員会の設置目的の終了を議決するまで継続して行うものとする。

安全なくらしとエネルギー対策特別委員会の設置等について

- 1. 本市議会に、地方自治法第110条第1項及び堺市議会委員会条例第5条の規定に基づき、 安全なくらしとエネルギー対策特別委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2. 委員会は、自然災害等の危機事象が発生した際の被害を最小限に止め、市民の生命と財産を守るため、学校施設をはじめとする公共施設や社会インフラの維持管理、耐震・老朽化対策などの災害に強い安全・安心なまちづくり並びに太陽光をはじめとする安全なエネルギーシステム及び地球温暖化対策等について調査審議し、政策を立案することを目的とする。
- 3. 委員会の委員は13人とする。
- 4. 委員会の審議は、議会の閉会中を含め、議会が委員会の設置目的の終了を議決するまで継続して行うものとする。